

# 町のよきん<sup>®</sup>

## ③ 自然と環境にやさしい町

### ■住宅用太陽光発電システム設置費補助金 100万円

住宅用太陽光発電システムを設置する場合、国の補助金に上乘せして町も助成します。

◆問い合わせ 生活衛生課 ☎0820(79)1010

### ■合併浄化槽設置事業 2,317万4千円

下水道未整備地区における合併浄化槽の設置を支援します。

◆問い合わせ 上下水道課 ☎0820(79)1011

### ■公共下水道事業認可設計業務 3,118万5千円

久賀・大島地区に新たに公共下水道を整備するため、事業認可に係る設計を行います。

◆問い合わせ 上下水道課 ☎0820(79)1011

### ■下水道等整備事業 1億803万2千円

安下庄地区下水道事業の整備を促進します。※今年度で事業が完了する予定です。

◆問い合わせ 上下水道課 ☎0820(79)1011

今月号は、③自然と環境にやさしい町の主要事業について紹介していきます。



▲下水道工事の様子

## 福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成(県制度)の一部負担金(入院2000円、通院1000円)及びびびっ子医療費助成(町制度)の自己負担額は、米軍再編交付金を活用し、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

### ■乳幼児医療費助成制度(県の制度)

#### ●対象となる人

#### ①年齢要件

0歳～小学校就学前まで

#### ②所得要件

税額控除(配当控除、外国税額控除、調整控除)前の市町村民税所得割額13万6千700円以下の世帯(父母の合算額)

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

### ■ちびっ子医療費助成制度(町の制度)

#### ●対象となる人

#### ①年齢要件

0歳～小学校6年生まで(未就学児は、県制度非該当の者のみ)

#### ②所得要件

なし

### ■ひとり親家庭医療費助成制度(県の制度)

#### ●対象となる人

#### ①世帯要件

ア 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該児童

イ 父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

#### ②所得要件

市町村民税所得割非課税世帯(同居の父母等の課税額も対象で、世帯が別でも実態が同居の場合は、同一世帯と見なします。)

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

### ■受給者証有効期間

8月1日～平成25年7月31日まで

対象になると思われる方は、役場福祉課または最寄りの支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っていますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

### ■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証

### ■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505